

令和3年度税制改正速報 ～教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度の改正～ その2

令和3年度税制改正大綱では、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の改正が行われます。そこで、今回は教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度の概要と、改正のポイントについて解説します。

1. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の概要

平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間に、30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、その信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、取扱金融機関の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります※1。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として※2、その死亡日における非課税抛出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額のうち、その死亡前3年以内にその贈与者から取得した信託受益権等の価額でこの非課税制度の適用を受けたものに対応する金額（以下「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

また、受贈者が30歳に達するなどにより教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出額から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

● 教育資金の非課税制度の状況（出典：国税庁統計資料）

	非課税抛出額		管理契約終了	
	人員	金額（注1）	人員	金額（注2）
平成30年	36,090人	2,327億円	3,523人	182.0億円
平成29年	38,196人	2,304億円	2,420人	120.9億円
平成28年	43,716人	2,505億円	1,413人	66.0億円
平成27年	85,587人	5,196億円	586人	21.0億円
平成26年	77,588人	5,157億円	169人	3.8億円
平成25年	69,231人	4,895億円	16人	0.2億円

※1 信託受益権又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権又は金銭等に係る贈与税について適用されます。）

※2 贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合や、平成31年4月1日以後に取得した信託受益権又は金銭等がない場合など、一定の場合には相続等により取得したものとされません。

（注1）億円未満の金額については切り捨てて表示しています。

（注2）千万円未満の金額については切り捨てて表示しています。

2. 令和3年度の改正の概要と実務上の留意点

この非課税制度を利用すると、死亡前に教育資金を非課税で一括贈与することにより、相続財産を圧縮し、相続税を節税することが可能です。また、相続直前に教育資金等の名目で孫へ一括贈与しつつ、死亡時残高の課税後に信託契約を終了させることにより、2割加算分の税負担なしに、実質的に遺贈と同じ財産移転を行う、といった節税が可能となっています。

そこで、次の措置を講じた上、その適用期限を2年（令和5年3月31日まで）延長することとしました。

① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

イ 23歳未満である場合・ロ 学校等に在学している場合・ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

上記①及び②の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用することとしています。

③ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。

上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用することとしています。

今回の改正により、教育資金の贈与の有無及び管理残額の確認や、贈与の時期によって相続税の課税関係が異なることになるため、相続税の申告に当たり細心の注意が必要になります。

（文責：山本和義）